

# JIS

## 照明器具－第5部：配光測定方法

JIS C 8105-5 : 2021

(JLMA/JSA)

令和3年1月20日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青木 真理	川崎市地域女性連絡協議会
	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	IEC/ACTAD 議長 (東芝エネルギーシステムズ株式会社)
	加藤 正樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	熊田 亜紀子	東京大学
	菅 弘史郎	電気事業連合会
	藤原 昇	一般社団法人電気学会
	松岡 雅子	株式会社 UL Japan
	山田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会
	渡邊 信公	一般社団法人電気設備学会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 23.12.20 改正：令和 3.1.20

官 報 掲 載 日：令和 3.1.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本照明工業会

(〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル TEL 03-6803-0501)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 配光測定装置の校正	4
4.1 一般	4
4.2 測定標準	4
5 配光測定装置の要求事項	4
5.1 一般	4
5.2 回転機構部	5
5.3 受光器	5
5.4 照明器具取付部	6
5.5 電源及び制御装置	6
5.6 電気計器及び電気回路	6
5.7 その他の構成部分	7
6 測定条件	8
6.1 一般	8
6.2 試験室の環境	8
6.3 照明器具の周囲温度	8
6.4 照明器具の測光中心	8
6.5 測光距離	9
6.6 測定角度範囲及び測定角度間隔	9
7 測定方法	11
7.1 一般	11
7.2 配光特性	11
7.3 光束	14
8 配光曲線	15
8.1 一般	15
8.2 配光曲線の表し方	15
8.3 等光度曲線の表し方	16
9 測定の不確かさ	17
10 測定結果の報告	17
10.1 一般	17
10.2 測定条件	17
10.3 測定結果	17
10.4 測定の不確かさ	18

	ページ
附属書 A (参考) 光度換算係数の測定方法の例 .....	19
附属書 B (規定) 配光測定に用いる座標系 .....	21
附属書 C (参考) 色補正係数の求め方の例 .....	24
附属書 D (規定) 電子フォーマット .....	25
附属書 E (規定) 球帯係数の算出方法 .....	31
参考文献 .....	36
解 説 .....	37

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本照明工業会（JLMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって **JIS C 8105-5:2014** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS C 8105** 規格群（照明器具）は、次に示す部で構成する。

**JIS C 8105-1** 第 1 部：安全性要求事項通則

**JIS C 8105-2-1** 第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

**JIS C 8105-2-2** 第 2-2 部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

**JIS C 8105-2-3** 第 2-3 部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項

**JIS C 8105-2-4** 第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

**JIS C 8105-2-5** 第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

**JIS C 8105-2-6** 第 2-6 部：変圧器内蔵白熱灯器具に関する安全性要求事項

**JIS C 8105-2-7** 第 2-7 部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項

**JIS C 8105-2-8** 第 2-8 部：ハンドランプに関する安全性要求事項

**JIS C 8105-2-9** 第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）

**JIS C 8105-2-11** 第 2-11 部：鑑賞魚用照明器具に関する安全性要求事項

**JIS C 8105-2-12** 第 2-12 部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項

**JIS C 8105-2-13** 第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

**JIS C 8105-2-14** 第 2-14 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管を含む）用照明器具及び類似器具に関する安全性要求事項

**JIS C 8105-2-17** 第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

**JIS C 8105-2-19** 第 2-19 部：空調照明器具に関する安全性要求事項

**JIS C 8105-2-20** 第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

**JIS C 8105-2-21** 第 2-21 部：ロープライトに関する安全性要求事項

**JIS C 8105-2-22** 第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

**JIS C 8105-2-23** 第 2-23 部：白熱電球用特別低電圧照明システムに関する安全性要求事項

**JIS C 8105-2-24** 第 2-24 部：表面温度を制限した照明器具に関する安全性要求事項

**JIS C 8105-3** 第 3 部：性能要求事項通則

**JIS C 8105-5** 第 5 部：配光測定方法

白 紙

# 照明器具—第 5 部：配光測定方法

## Luminaires—Part 5: Gonio-photometric methods

### 1 適用範囲

この規格は、電気光源（白熱電球、蛍光灯、その他の放電ランプ、LED などの電子発光体）用の一般用照明器具の配光特性及び光束の測定方法について規定する。

なお、照明器具の個別規格に測定方法を規定している場合は、個別規格による。

ここでいう一般用照明器具には、次のものは含まない。ただし、一般用照明器具以外の照明器具又は光源であってもこの規格の適用が可能な場合には、準用を妨げるものではない。

- a) 水中に没して使用するもの
- b) 消防法による誘導灯器具
- c) 航空機の離着陸のための照明器具及び航空障害灯器具

### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS C 1102-2** 直動式指示電気計器 第 2 部：電流計及び電圧計に対する要求事項

**JIS C 1102-3** 直動式指示電気計器 第 3 部：電力計及び無効電力計に対する要求事項

**JIS C 1609-1** 照度計 第 1 部：一般計量器

**JIS C 7801** 一般照明用光源の測光方法

**JIS C 8105-3** 照明器具—第 3 部：性能要求事項通則

**JIS Z 8113** 照明用語

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JIS Z 8113**、**JIS C 8105-3** 及び **JIS C 7801** による。

#### 3.1

##### 定格入力電圧